

2010.7.2

食品グローバルネットワーク 様

アンケートの回答

1 指定添加物に関する方針

- ・指定（合成）添加物（403品目）は、安全性確認を実施し、食品表示のあり方を見直し、情報公開を進め、使用を抑制します。
- ・添加物の使用基準は、アレルギー体質や化学物質過敏症の人、子どもへの影響に配慮したものとします。
- ・表示免除規定の是非を検討、無添加表示の基準を明確にします。
- ・国産品や輸入食品への検査量（約1割）を拡大します。食品衛生監視員の数（国383人、都道府県7729人）を増員します。

2 既存添加物に関する方針

- ・既存添加物（418品目）の使用実態調査や情報公開を進め、安全性確認を急ぎます。
- ・添加物の相乗作用についての実態調査・研究、健康影響調査を行ない、公表します。
- ・輸入残留農薬の調査を強化し、違反件数（約360件）を減少します。
- ・複雑な食品表示制度・関連法を見直し、消費者の選択権確保のための「食品表示法」を制定します。事業者の表示違反に対する罰則を強化します。
- ・農薬や食品添加物を削減し、予防原則の基準を明確にした総合的な食品安全行政をつくります。

社会民主党政策審議会

牛越 元

電話 03-3592-8345

FAX 03-3580-8068